

支部ニュース

2017年9月 No.526

発行 自由法曹団東京支部

〒112-0014 東京都文京区関口 1-8-6

メゾン文京関口Ⅱ202号

TEL03-5227-8255 FAX03-5227-8257

郵便振替 00130-6-87399

メールアドレス dantokyo@dream.com

●2017年サマーセミナー

- ※青井未帆先生 講演 9条改正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- ※山添拓参議院議員情勢報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
 - ★憲法問題に関する取り組みについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
 - ★各事務所の憲法・共謀罪問題に関する取り組みについて・・・・・・・・・・11
 - ★沖縄新基地建設をめぐる取り組みについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
 - ★教育問題に関する取り組みについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
 - ★都政関係に関する取り組みの報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
 - ★労働問題に関する取り組みの報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
 - ★討論のまとめと今後の行動提起・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
- 高江機動隊派遣住民訴訟～裁判官に絵葉書を送る取り組みにご協力を～・・・・船尾 遼・21
- 武蔵村山市での教育出版社道徳教科書採択・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・植木則和・21
- 「歴史の教訓を語るつどい」について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・齊藤 彰・23
- 第29回東京支部ソフトボール大会 10月13日（金）開催！ 参加チーム募集中!!・・・・25

団東京支部第29回ソフトボール大会

とき：10月13日（金）

ところ：大井ふ頭中央海浜公園スポーツの森野球場（例年と同じところです。）

多くの皆さんの参加をお待ちしております。

2017 年サマーセミナー

青井未帆先生 講演 9条改正について

0 前提

現在示されている政治日程からすると、短期決戦型の改憲対策をとりながらも、長期的な対応も考えていく必要がある。講演のなかで、見解として極端なこと、角度をつけた言い方をすることも出来ないが、議論を活発にしてもらうため、あえてそうしているのご理解いただければと思う。

安倍政権による改憲の動きについて、揶揄を含んだニュアンスではあるが「総理の「ご趣味」の問題」と、実際に官邸に近いところで行われているところかと思う。

まだできないことはたくさんあるとはいえ、2014年以降、相当のことはできる状態にある。警察権の行使で米艦防護を説明しているが、警察権の行使という言い方をしていることからすると、相当なことをできる状態であると確認できる。このような状況は、安定性を確保する一線を越えてしまっている。

権力の安定という観点からも話しができればと考えている。9条改正とは別の、法律論ではなく運用上のものや、法律の規律の及ばない部分にも目を向けないと強い議論はできないだろうと理解している。まずそこを共有したい。

1 無邪気に「自衛隊を憲法に書き込む」などと言っている状況ではないこと

稲田防衛大臣をやめさせる過程で、制服組内部からのリークがかなりあった。これは大きな問題をはらんでいる。制服組も背広組も、政治もマスコミも国民も、自衛隊は他の官庁と同様の一官庁に過ぎないという認識なのではないか。実力組織というのが意識されておらず、統制ができていないのか疑問。

このような文民統制への無知無理解というのは、これまで「9条があるから」という言い訳ができることによって、政治が実質的な政策判断をしないでよい状況にあったことからきているのではないか。本来的に責任を負わなくてはならない政治が、責任を負ってこなかったことのあらわれではないか。実力のありかた、統制のありかたの現実をみることなく、9条加憲を論ずることはとても危険だと考えている。

日米同盟的な思考をとる人からするとまさに「趣味」の話なのかもしれないという印象がある。政治がもっとたくさんの責任を負っているはずなのに、責任に鈍感な状況が続いているが、その方が日米同盟の堅持には有利なのだろう。憲法改正についての「無邪気さ」ということ。

日米同盟については、つなぎとめるだけの外交はもはや外交ではなく、独自外交ではなくなってしまっているのではないか。安倍政権だけの問題だけでなく、アメリカを騎士、日本を馬に喩えたものがあつたが、このようなアメリカに追従するだけの状況は、集団的自衛権を行使容認されている今日では問題。

国民の多様な意見の存在というのはそれだけで外交の武器であるのに、それが活かされない。これまでの外務省のやり方と変わってきているのではないか。そのような外交政策・手法の貧困化の状況で、9条改憲したらどうなるのか、という観点も必要かと考えている。

議論しないですませたつけが相当たまっている。自衛隊を書き込むだけの改正で終わるのではなく、さらなる改正が控えているはずで、戻れない地点にまでいってしまうと、以降の改憲はス

ピードをあげて進んでしまう。後戻りできなくなる。

改憲をすとしても、憲法の外にある日米同盟を壊さないようにしないと改憲できない、長期的にみても日米同盟は「壊せない」という判断がなされるだろう。壊せない日米同盟を考慮すると改正のかたちとしては、むしろ白黒つけない状態を続けるというのが考えられる。本式の軍隊を設置するというのは、国民を分断してしまい、パフォーマンスが下がるので好ましくないということからすると、このようなグダグダな状態を続けるというのは可能性高いかなとも思う。しかし、かなり不安定な状態が続くことになるだろう

立憲主義的な観点からすると不安定性のある状態は好ましくないが、それを敢えて続けるという綱渡りのような状況も、現実的な選択肢の一つとは考えられる。本式の軍隊を設置したとして、そのうえで国民を分断せずに政策を提示していくのは難しいのではないかと。

伊藤氏は著書（「これが我らの憲法改正提案だ 護憲派よ、それでも憲法改正に反対か？」）の中で、耐震補強改憲等と言うが、著書中の「日本国民は自衛隊の国防の任務を負託し、自衛隊は日常的に平和と安全を守る活動を展開し、国民はその恩恵を受けているとも言える。①ならば、自衛隊が憲法に何の位置付けもないままでよいはずがない。②また、憲法によってその活動が不必要に制約されるような状態を放置しておいてよいはずもない。やはり、自衛隊の存在を憲法に明記し、その法的根拠を確かなものにするのは、自衛隊に国防の任務を負託している国民の責務だと思うのです。」という部分の①②興味深い。2つは同じレベルの話ではない。②は普通の軍隊まで憲法改正が進まないと実現できないもの。軍隊ではない実力組織を保持するという事は今回狙われている改憲で実現されうると形式的には言えるので、①は改憲で実現されるものと考えられなくはないが、②は全く別の次元の話。

2 政府解釈のロジックを振り返る

政府解釈のロジックを振り返ってみると、それは複雑なものではない。「例外的に武力行使のできる場合がある」（自衛権）と、「武力行使に当たらないからできる」（警察権他）、である。

独立国家である以上、例外的に武力行使できる場合があり、これが自衛権の行使にあたる。実際に防衛出動したことがないことからすると、理屈上これにあたる場合というのは難しい。

そのような理由から、武力行使に当たらないからできる、という説明で色々なことを可能にしてきた。しかし、範囲を広げ過ぎて、もはや説明できない部分が出てきている。米艦防護は国際的には集団的自衛権の行使にあたる。しかし、あえてそれを集団的自衛権では説明しなかった。そのような説明の仕方は国際法的にはできないはずであり、それなのに、国内的には説明できてしまっているというのが問題。「ご趣味の問題」といわれても仕方ないかなと思うひとつの所以である。

政府解釈として自衛隊は軍隊ではないとの説明はオフィシャルな場面では維持されている。政府の手足を縛るとするのは他の国にはない試みであり、その意味では有効な手段だったと思う。私の理解では、論理の上ではすでに突破されており、破綻している、不安定な状態である。

3 9条の影響の下にある諸制度

(1) 自衛隊の編成

9条が明文で変更されると、その影響を受けた諸制度も論理破綻する。安全保障法制以外にも影響を受けているものたくさんある、例にあげているのは本当に一部分。

政府が防衛作用と一般の行政作用と説明してきたのは興味深い。もっとも、これらを同一視してきたことは、防衛省も他の省と同じという意識の原因であると考えられる。実力組織を持つ以上は特別な扱いをしないとイケないはずが曖昧にされてきた。

(2) 自衛隊の指揮権

自衛隊の指揮権については、自衛隊法7条によって創設されているという主張もあるが、政府解釈は憲法72条における内閣総理大臣の行政各部の指揮監督権の確認という理解。なお、防衛省となった際に防衛大臣が主任の大臣となったため、指揮の問題は理屈の上で複雑になっている。内閣総理大臣に加えて、防衛大臣もいることになり通常の行政組織とは異なる。

2017年の自民党のたたき台にはないが、2012年自民党改憲案だと指揮監督権ではなく地位となっている。大統領と同じような説明の仕方をしているように見える。

(3) 軍法会議の不在

政府はこの点を繰り返し、自衛隊が軍隊ではない理由としてきた。本式の軍隊を持つとすると、早い段階で問題になる。軍法会議の問題は、明治開国の歴史的観点から考えるべき。西周（軍人勅諭を起案した際に功績があったとされる）の「兵家の徳行」。市民社会と軍の論理が通るところは違うというもの。これによると、日本人の固有の問題がある、普通の日本人は無気力・無力な人民であるという理解。主分と客分に国民が分かれるという理解。客分にとどまる一般国民をどうするかということ。戦略として、無気力無力な国民を忠節の軍隊にして天皇の軍隊にする。一丸となって戦える国を作るための秩序の創設が必要。

そうすると、本来軍人社会は市民社会と別なのだが、市民社会・市民法を圧迫し消去していくことになる。今の日本での軍法会議を作ると同じように、軍紀を担保するために同じような問題がおこるのではないか。

市民法を破壊しかねない。

(4) 海外で自衛隊が展開・活動することは想定外

このことは一般行政作用の一部として考えられてきたので当然だが、さらに問題になり得る。

(5) 文民統制

制服組が直接政治に関与しないようにしていたが、今は防衛大臣を制服・背広両方が支えるという体制。中心（である防衛大臣）がしっかりしてないと話にならない。本当の意味での文民統制について現在日本の感度が低い。

田母神論文・統幕長発言。制服を着ていても一般公務員と同じように考えると難しい問題が起きてくる

3項の書き込みによって、問題領域がこのように多く広がってくる。

また、憲法上、権限や任務が不明確な機関として定められるのは、一体どういうことなのか。そのようなことは政治を制約する憲法という考え方に照らして問題だ。実力組織がないという前提だったが、これを持つとすると、他の72条、73条には解消されない違う領域ができてしまう。そうすると、実力組織として必要な権威や正当化根拠が付与されるので、9条1項2項の戦力不保持という意味が全く変わる。この先の改正を隠して、後戻りができない地点に行くことがあきらか。先の改正を隠して、とにかく後戻りできない状況にするために改憲することを考えていいのかという手法の批判で一致できないか。

4 これから

軍の論理を浸透させやすい手法が再び用いられている。秘密保護法、共謀罪など。市民社会について現在楽観的になれない。どのような手法が過去うまくいったのかということ学ぶ必要があるのではないか。

一度、2014年7月1日以前に戻すべき（立憲的統制1）。軍隊を持たないという統制をより純化

させのばすという手法も取れるのではないか。だが戻せないとする、憲法で統制することの重要性を議論するべきとも言える（立憲的統制2）。しかし、憲法改正の議論でただ理屈を通したいだけで憲法改正を議論することはおかしい。かといって曖昧にすればいいのかという点もある。政府解釈とこれまでの憲法論との整合性も必要。難しいので考えがまだまとまっていない。

なにはともあれ、どういう方向を進むかについて、国民が現状を認識して、注意深く考えなければならぬと考える。まずは短期的な改正を封じて、長期的な視点を考える。

★質 疑

松島団員（東京合同）

行政組織なのか否かという点。軍隊を世界的に憲法はどのように扱うのか。伝統的にどのように扱えばいいのかという点を教えてほしい。

青井教授

戦前に東大で博士号を与えられたにもかかわらず論文が公開されなかったものがある。藤田嗣雄先生は、各国の軍隊についての統制方法を歴史的に追



った結論として、立憲的統制が必要という結論になった。どの国も憲法的統制をしているとしている。これが1990年代に出版された。立憲主義的統制について、著者は自衛隊を憲法によって統制しないことを危惧していた。軍隊にとって立憲的統制が極めて重要である。

ボン基本法が、再軍備について多くの改正をして対応した。これまでの歴史をみると、立憲的統制が図られていたわけではない。憲法によって統制されるべきという例。オットーマイヤーも第4権として軍を統制すべきとしている。

船尾団員（城北）

軍の論理を浸透させやすい手法として、具体的な市民社会に与える影響について教えてほしい。

青井教授

軍事が特別扱いされて当然ということがあり得る。新基地建設、基地の騒音、土地の収用、秘密についても強化される、自由を守ってきたというストッパーが外れるとなると、「軍事的な必要性、合理性」ということで、その言葉を言えば何でも通ってしまう。

対抗できるものとしての、9条・平和的生存権が狭められる。あらたな治安立法もありえる。

藤本団員（東京合同）

シベリアンコントロールの点。パッチワークになるという点。特別裁判所についてだが、3項に書き込んだ場合、今後雪崩のように様々なことが必要になってくるが、一番大きいものが軍法会議だと思う。軍法会議どうするかという点はもう一度憲法改正が必要になる。解釈で軍紀の保持、特別刑法を作るなどもあり得るが、やはり憲法改正が必然的に出てくるはず。この議論は、自衛隊を書き込むということで済むのであればいまのままで済むはず。普通の行政機関とちがうという点は、軍法会議のところを強調できると思う。

青井教授

自民党の2012年改正草案は76条改正がない。何を考えているのかと思っていた。

76条改正なしに軍事組織を持つことは無理だとおもっている。民進党が対案を出すかと議論しているが、76条の議論がない。軍事組織を軽視しすぎている。違和感がある。

平井団員（東京）

軍法会議によって上訴することはレアではないかと思う。だいたい先のことになるのではないかとにかく論点をださないように隠しているだけではないか。

青井教授

基本的には隠しているだけだと思うが、理解が違う可能性もある。

飯田団員（八王子合同）

2012年草案は安倍さんの趣味だったという意見がある。9条自衛隊明記という点の危険さについてどのような話し方をするかと考えると、集団的自衛権が合憲になるなどの批判になるのではないか。

現時点ではとにかく今の憲法を変える必要はないとしてたたくしかないのではないか。

青井教授

私も運動論的にはその通りだと思う。中長期的な点では頑張るべきことが多くあると思う。

佐藤団員（東京南部）

自衛隊を一官庁と同じと考えてきた。改めて言われると新鮮な気がする。自衛隊を規律する法体系は今三権分立、市民法レベル。そうすると、田母神の表現の自由というのはある意味で正しかった。

市民法の埒外とすると、そういう法体系が必要になってくるが、素直に考えると第4権になるはず。日本の場合は戦前の軍隊、統帥権の下にあったという方が考えやすいし、改正側もそのように考えているのではないか。

ズバリそのように迫っていったら世論は許さないはず。

そして、軍法会議・軍事法廷を強調して、体系を作り出していく。という狙いが見えてきた気がする。

藤本団員（東京合同）

議論すべきことが山ほどある。だが言えば言うほどそれを決めようということに滑り込んでいく。今何を短時間のうちに訴えるかとするとても難しい。

法律家としてみるとかなり大変な問題がある。文民統制の問題。稲田をみていると、果たしてコントロールできているのかと思う、また制服組がリークにより操作できるということは問題。

また、日本は在日米軍をシビリアンコントロールできていない。その軍と一体になっている自衛隊なのでコントロールできない。このような軍は東アジアに多くある。人民解放軍、北朝鮮等。このような情勢のなかでの自衛隊をどのように考えるかということが問題。このような中で自衛隊を単なる行政官庁にしておくことは一つの知恵だったと思う。

久保木団員（城北）

立憲的統制か、立法的統制かという点。立法的統制の方が国会で議論ができるという点でシビ

リアンコントロールができるという立論に反対してください。

青井教授

立憲的統制ではなく、多数決で決める立法的統制では安定性を持ち得るのかという点。

憲法に「持たない」と書くことでの立憲的統制と、憲法に書き込む立憲的統制のどちらが現実的に妥当か、日本型の文民統制のメリットも捨て難い。

いまのところそれが絶対ダメということは言い難い。

松島団員（東京合同）

宍戸教授の日本人はあまり立憲主義を体得していないが9条を支持するのはなぜかということ、準拠法として使えるという点がある。何かの時に使えればいいというふうに考えている。むしろ憲法の精神に反するという使い方、その憲法の精神という中身が大事だと思う。

それぞれ一人一人がもっている9条に込めている思いという中身から武器として使えるという面でグダグダ論がいいと思う。

青井教授

9条を成立させているのはパッションとか情念だと思う。ただ9条はあくまで統治の規定。情念だけで実力というものについて統治の面で将来どのようにするかという点が難しい。もちろん、内容としての情念というものは大事だが、これをどのように法の言葉に引き直して運動に役立てるかという点が重要だと思う。グダグダ論というタームはよくなかったかもしれないがそういう意味である。

（この原稿は講義内容に講師が加筆したものです）

山添拓参議院議員情勢報告

1 はじめに

参議院選挙に当選して1年。この通常国会では27回質問した。共謀罪法案の審議では、自由法曹団のみなさんと一緒に取り組んだ。ありがとうございます。仁比議員とともに、自由法曹団の2名が総掛かりで立ち向かったことをご報告したい。

通常国会は、加計隠しで強制終了となり徹夜国会まで経験した。安倍政権は知らぬ存ぜぬを通そうとしたが世論が許さず、自民党議員の不祥事もあり都議選で歴史的な惨敗、支持率が急降下するなか、内閣改造で持ち直そうという魂胆だが、もうむちゃくちゃ。

2 憲法問題に絞った情勢報告

(1) 改憲スケジュール

安倍首相が5月3日に打ち上げたオリンピック改憲について。安倍首相と自民・公明は動揺している。8月1日の改憲推進本部を受けた朝日新聞の記事には、「9条に自衛隊を明記する改正原案の素案を下旬に示し、議論を再開する方針を決めた。」とある。ただし、見出しは「秋提出は不透明」。

自民はこの間、4点で議論してきた。「9条、緊急事態条項、参院選の合区解消、教育無償化の議論」を一巡させ、次は原案作成へという流れだったが、その間に都議選惨敗、支持率急落で「安倍政権そのものが失速している」。公明の山口代表が、改憲については「国民もついてきていない」、維新の松井も「自民党の雰囲気を見極めないといけない」——公明も維新も保身が前面に出て、結

果、3分の2そのものが揺らぎかねない状況もある。

中身についても改憲派で必ずしも一致していない。同じ朝日の記事では、「教育無償化は現行憲法のもとで政策議論でやっていくのが正しいと思う」との発言が出ている。憲法に書き込まれると困ると考えている。

4つのなかで、党内で最も一致しているのは参院の合区解消。参議院は都道府県代表ということを書き込んでしまい、投票価値の平等はやめにしよう、そうすれば違憲判決は出ない、議席も守れると。次が9条改憲。ただし、石破氏のように自衛隊明記では生ぬるい、国防軍にすべきという意見や、6月の議論では若手から「2項は削除して『軍』と書かないとまずい」との意見が出たという。緊急事態条項は、議員の任期延長だけは割と一致している。

安倍首相の発言自体にも揺らぎがある。5月3日に自衛隊明記論を打ち上げた後、6月24日の神戸の講演会では、「来たるべき臨時国会が終わる前に、衆参の憲法審査会に自民党案を提出したい」、7月4日「毎日」のインタビューでも秋野臨時国会提出は「代わっていない」、さらに7月23日の日本青年会議所の会合でも「責任感をもって憲法論議を深めていく。この夏に汗を流しながら（改憲項目を）絞っていく。」としていた。ところが、8月3日の内閣改造直後は、「スケジュールありきではない」「党主導で進めていってもらいたい」と変わった。

萩生田幹事長代行は、「軌道修正した」とコメントしたが、推進本部の関係者は「目標は目標だ」といい、高村副総裁は「最初からスケジュールを放棄するのはよくない」と述べている。

注目すべきは、右からの圧力が強まっていること。桜井よし子氏は萩生田氏とテレビで話すなかで、安倍首相は改憲を「死ぬ気になってやるべきだ」と述べている。8月9日の産経新聞には百地章氏が論考を寄せ、タイトルは「躊躇すれば反対派の思うつぼだ」、「今や念願久しき憲法改正の秋を迎えようとしている。」「この戦いに勝利できなければ、日本の将来はない」とまで述べている。改憲勢力の突き上げは見過ごせない。

8月末に改憲本部が開かれ改正原案が示されるという。さらに民進党代表選もある。民進党を安倍改憲に引き入れ、市民レベルでの共闘を崩そうという目論見を許さないことは極めて重要。

(2) 解釈改憲の動きも進んでいる

一つは、防衛省が的基地攻撃能力の検討に着手するという。敵国の弾道ミサイル発射基地などを攻撃するもの。元々自民党安全保障調査会が3月、政府に提言していたもので、この提言を主導したのが今度防衛大臣になった小野寺五典氏。来年行われる防衛大綱の見直しのなかで、必ず位置づけてくるだろう。

もう一点は、戦争法の存立危機事態の拡大解釈。8月10日の閉会中審査で小野寺大臣が口にした。グアムが攻撃された場合、集団的自衛権を行使できる存立危機事態にあたり得るという。グアムが攻撃されただけで米軍の攻撃力がゼロになるということはある程度あり得ない。日本の存立危機事態とはどう考えてもおかしいが、いよいよあいまいな戦争法の危険さが浮き彫りになってきている。

明文改憲のみならず、むしろこれにつながるものとして解釈改憲の動きも、北朝鮮関係の情勢不安を口実に着々と進められている状況である。

(3) 改憲そのものと裏腹だが、総選挙がいつあってもおかしくない情勢

安倍首相と自民党は、3分の2を維持して来年の通常国会に改憲案を発議し、国民投票を経て来年12月までに解散総選挙と描いてきた。そうなれば彼らにとって、絶対に負けられない総力戦になる。

しかし、野党共闘が形になる前に解散総選挙をする可能性もある。10月22日の衆院補選は、青

森、新潟、愛媛の3つで行われる。全部自民党の現職が亡くなって補選になっている。一つでも負ければ痛手と言われている。逆に言えば、一つでも野党共闘が勝てば自民としては解散総選挙を急ぎたくなる。

総選挙となれば、選挙そのものが改憲阻止の最大のチャンス。臨時国会で、解散・総選挙に追い込みたい。

3 北朝鮮情勢について

北朝鮮情勢が改憲を急がせていると言えるのではないかと。米朝、いずれも直接衝突は避けたいと思っているが、偶発的な衝突はあり得る。極めて危険。だから米朝が自制するとともに、無条件で直接対話に踏み出すことが必要。

金正恩は「アメリカの行動をもう少し見守る」といい、アメリカも様子を見る姿勢を示している。それしか打開の道はない。

軍事的な圧力を強めることしか考えていないのは日本だけという状況。避難訓練などでさらに不安を煽る。これに乗じた明文改憲、解釈改憲の動きでもある。緊張をさらに高める軍事的対応の強化ではなく、米朝の対話を実現させ、核ミサイル問題を外交で解決する政治が強く求められている。

臨時国会が始まれば、解散がない限り憲法審査会を開き、必ず改憲に向けた動きを加速してくる。通常国会で一気呵成にやるだろう。改憲を争点とした運動が本当に待たれている。9月8日には、改憲阻止のための総掛かり行動キックオフ集会が予定されている。戦争法の比ではないたかひが求められている。自公を支持する層をも取り込むたかひ。自由法曹団員が果たすべき役割は、もちろん過去最大級。

憲法を無傷で次の世代に渡せるように、力をあわせがんばりましょう。

(この原稿は講義内容に講師が加筆したものです)

サマーセミナー討論

青井先生の講演、山添団員の情勢報告を踏まえ、今後の取組の課題等について討論を行いました。

★憲法問題に関する取り組みについて

島田団員（旬報）

普段、9条の会連絡会の事務局活動に参加しており、各地の9条の会と定例会を行っているの
で、そこでの活動について紹介する。9条改憲に向けた彼らの論旨の仕掛けは2つあると思う。
1つは国民をだますやり方、今ある自衛隊を書き込むだけと安心させる。もう1つは民進党の分
断。これによって加憲、改憲を目指している。改憲については、海外での武力行使を許すのかど
うかが最大の焦点と見ている。改憲勢力は、その本音が国民に知られることを恐れている。国民
の間にそのことが伝わっていない。3項加憲を許さないという確信を持っている国民が少ない。
柱となるのは、自衛隊の海外での武力行使は許さないという点にあるのではないかと。3項加憲が
1項、2項を無効化することを国民に知ってもらうことが重要。学習会、憲法カフェの開催など、
各地で頑張っている。

もう1つ、国民投票で阻止するというスローガンではなく、発議を許さないことをスローガン
とすべきではないかと。発議された場合、国民への影響は軽視できない。国民投票で結着を求め

ことは戦略として間違っていると思う。発議を許さない運動は、発議された場合にも運動の大きな原動力になる。

最近、ポスターを作った。スローガンは「安部 9 条改憲は戦争への道」。特に若者に対するメッセージを込めている。若者への訴えが必要だと思う。1 枚 100 円で頒布している。各地に張り出したいので協力をお願いしたい。

小部団員（東京）

9 月 8 日に、総がかりのキックオフ集会在予定されている。改憲反対に向けて、3000 万署名が目標、東京での目標は 500 万筆。戦争法の際は東京で 174 万筆だった。現在、署名用紙を準備中。各事務所でも取組みへの協力をお願いしたい。

島田団員（東京）

美しい日本をつくる会が 3 年前から 1000 万署名を始めた。この 1 年間で 220 万集めて合計 922 万近く集めた。彼らの署名用紙には電話番号を記載する欄もある。国民投票で 3000 万取れれば改憲できる、そのためには 1000 万署名が必要と考えて活動しているようだ。

船尾団員（城北）

松島団員が作成した日本会議が改憲に対する国民世論をどのように分析しているかというマトリックスについて、A の部分（非軍事・軍事消極主義、自衛隊合憲論）が一番多いと考えられている。B は伝統的革新層、C は安部さんなど、D は伝統的な改憲主義。日本会議の戦略は、A と B を分断したうえで、D の人は黙っておきなさいというもの。分断を防ぐための運動が重要。

松島団員（東京合同）

このマトリックスは、5 月 3 日の伊藤さんたちの本を分析してメモにしたものが出発点。メンタリティにおいて、日本人は特殊なのではないか。銃や武器に対して、憲法上合憲と考えるのか、そう考えないのか。非軍事・軍事消極主義がどう手を取り合うのかが重要。頭の整理の道具として活用してもらえればよい。

須藤団員（代々木）

安部さんが改憲スケジュールを打ち出した時の、自衛隊は違憲かもしれないけど命を捧げないといけないというのはかわいそうという発言、日本人の心に入り込む要素がある。本来、海外に行かせないというのが筋だが、北朝鮮・中国の脅威などがあると、防衛をどうするのかという議論が出てくる。そうすると青井先生のグダグダ論もそれなりに説得力があるように思う。

平松団員（城北）

他国脅威論に対して、どのように対抗していくべきだろうか。

平井団員（東京）

自衛隊は、合憲か違憲かという議論あったが、専守防衛で 70 年やってきた。海外で活動しようということで閣議決定され、専守防衛から踏み出そうとしている。このような話をするとう納得してもらえる。そのような訴えかけが足りないのではないか。

飯田団員（八王子合同）

日々そのようなヤジを受けながら活動している。安部さんの発言、海外で頑張っている人の子がお父さんは違憲だと言われているのはかわいそうと言っているが、本当にそんなことがあったのか、むしろ、自衛隊の海外派兵の違憲訴訟が起こされている。具体的に今行われていることから遊離して、危険だからというのはおかしい。具体的な事実から説き起こすのが重要ではないか。例えば、PAC 3 は上空 30 キロまでしか届かず、100 キロ上空を飛んでいくような

ミサイルには効果がない、そのような事実を語っていくことが重要だと思う。

萩尾団員（渋谷共同）

朝鮮の危機は深刻ではないか、戦争反対の声を上げていくことが重要である。2年後のために装備を購入しているような場合ではない。対話が重要、90年代の朝鮮半島危機を防いだのはカーターが朝鮮に飛んでいったから。

大久保団員（旬報）

日々の街頭での活動など、関心のない若者にどのように関心をもってもらうか。間近に迫った時に報道などで関心をもつ割合も多い。そのような層に対してどのようにアプローチしていくかも重要。関心がない人はポスターもあまり意識しない。若者はインターネットで検索することも多いと思われるので、ネット上で正しい情報を発信し、検索されるようにすることも重要ではないか。今検索すると、改憲論者の記事が表示される。自ら発信する取り組みやマスコミを通じて発信していく取り組みも重要ではないか。ネット上の戦略も動いていく必要がある。

山崎さん（国民救援会）

本日は国民救援会の藤田さんと参加している。共謀罪では協力いただいて感謝している。改憲論に対しては、9条死文化の本質を広めること、発議させないことが大切だと考えている。9条によって平和が守られていることは、多くの人が実感しているはず。若者にアンケートをとると、9条は変えてはダメだという意見が多い。他方、安部さんは頑張っているという意見も多くある。法律家が改憲の本質を訴えていくことも大切だと思う。安部さんの今回のやり方は、お涙頂戴のやり方。自衛隊明記の本質が、海外での活動にあることをどう広めるかが重要ではないか。改憲に賛成すると、どのような効果が生じるかを訴えることが大切だと思う。国民救援会は来年で創立90周年を迎える。引き続き、団と協力していきたい。

海部団員（東京南部）

加憲論について、書き込むだけと言っているが、書き込む内容がどのようになるかも重要。何の制約もない自衛隊となれば、まさに軍隊そのもの。自衛隊を憲法に書き込むことによって、公益性を得ることになる危険性が大きい。基地のための土地収用など、基本的人権を制約できることになりかねない。東大の石川教授だったかが、9条が憲法の砦になってきたと言っていた。我々の生活に直結していることを訴えるのも重要ではないか。北朝鮮に関連して、北からのミサイル脅威をいうのであれば、なぜあれほど日本海側に原発を作るのか疑問がある。

松島団員（東京合同）

萩尾団員ら城北のメンバーに憲法集会の準備をしてもらっているが、その中に平和は4つに分類されるという考え方が示されている。攻められない（殺されない）、攻めない、加担しない、積極的に作っていくというもの。先程来の議論を聞いていると、それぞれがイメージしている平和観がかみ合っていない部分があるように感じる。9条の値打ちは外に出て行かなかったことにある。攻められないという脅威論に対して、その点を訴えていくことが重要ではないか。

山添団員（山添拓）

今問題にされていることと、我々が問題としていることについて、どのように訴えていくかが重要。安部さんの狙いは何か、多くの国民が考えている自衛隊とは異なる。専守防衛と災害救助のためではない。多くの国民は災害救助をイメージしている。9条に書き込もうとしている自衛隊はそのようなものではない。攻められたらどうするかという意見に対しては、正面から応えていく必要があるのではないか。脅威論は、結果的にお互いが軍備を拡張することに繋がる。軍事

力によらない平和を言い続けていく必要がある。

弓仲団員（たんぽぽ）

秘密保護法や盗聴法など、軍備によって戦争できる国づくりが進められている。憲法改憲に反対することを通じて盗聴法等の廃止を訴えていく必要がある。盗聴法反対を協働した団体では引き続き活動を行っている。市民との共闘をどうするかも重要。民進党の代表選結果も気になるが、市民の大きな声が重要になると思う。北朝鮮問題について、北朝鮮が悪者という前提になっているが、もともとは核大国に対抗している側面もある。そのような点を訴えていくことも重要ではないか。

飯田団員（八王子合同）

憲法がこんなに危ない状況になる日がくるとは思っていなかった。4年前に落語を始めたのは、知人が乳ガンで亡くなり、後悔しないようにしたいと思ったのがきっかけ。自分の目が黒いうちには、絶対に改憲させないという気持ちで取り組んでいる。5月3日の安部さんの発言以降、情勢がかなりかわっている。かつては、演説していると高校生が冷やかして安部最高と言ったりしていたが、最近はピラを持っていく。市民の間に、安部さんが本当に国民のためにやっているのか疑問が生じている。

藤田さん（国民救援会）

原水爆禁止条約など、核兵器は不必要という世界情勢がある。改憲に対して、そのような世界情勢や9条の正しさを訴えていくことも重要であると思う。

泉澤団員（東京合同）

青井先生が講演でアメリカとの関係性について触れていたが、日米関係という憲法外の問題がある。トランプ大統領になって、アメリカについていくことに対する疑問が生じているのではないか。そのような観点から批判することも必要なのではないか。

大山団員（城北）

法律家6団体の改憲に対する合宿を行った。山内教授に講演をしてもらったが、憲法に自衛隊を書き込むこと、自衛隊が公共性をもつことによる波及効果を11項目指摘していた。例えば、徴兵制が導入されやすくなる、業務従事命令違反に対する罰則の創設、土地収用の容易化、基地の爆音が合法化される等、市民生活に直結することを訴えていくことも必要ではないか。

また、記者と懇親会を行ったところ、論調がかわってきたところがある。マスメディアへの働きかけも重要である。

★各事務所の憲法・共謀罪問題に関する取り組みについて

白根団員（八王子合同）

八王子合同では、共謀罪については、事務所の若手が中心に取り組んでいる。

共謀罪の成立前後に学習会と定期宣伝を行っている。JR駅前で街宣を市議や救援会と一緒に取り組んだのは特に反響があった。また、白神団員が五日市憲法の学習会などを精力的に行っている。若者への働きかけを意識している。

海府団員（東京南部）

8月6日、憲法こそ宝というイベントを行った。伊藤真弁護士、松元ヒロさんをゲストとして、1270名が参加した。1000名が目標だったので大盛況。

オール太田として地域での取り組みも活発。都議選でも、新社会党、社民党、生活者ネットの

人、怒れる女子会が勝手連を作って盛り上げてくれた。宣伝カーに他党の人が乗って宣伝するなど、非常に新しい動きがあった。9月9日、800名を超える街宣を予定している。

これまでの枠を超えた活動をしていきたい。

久保木団員（城北）

共謀罪対策弁護団の活動は9月6日にキックオフする。白取教授が話をする。

共謀罪廃止への弾み、共謀罪による検挙を予防、共謀罪へのけん制を狙って活動する。積極的に参加してほしい。

青龍団員（東京）

事務所のブログに共謀罪に関する記事を書いた。閲覧数は毎月1万回を超えた。

新聞社からもブログを見て取材が来ていた。署名を2300枚集めた。労働組合の講師を担当した。9の日宣伝行動を行った。共謀罪が通った後も講師を行っている。

憲法カフェを開催しているが、加憲論者と討論するという場面はなかった。スノーデンという映画、明日へという労働組合の映画上映会を行った。10数人参加してくれた。

普通の人はどう思っているかを知りたいから、シールアンケートを実施したい。

平井団員（東京）

シールアンケートは実現したい。最近、ブログに記事を載せるというのは特に力を入れている。関心がある人は、ネット上でどういう記事がまとまっているかを調べる。

ネット上の戦略は重要。安倍政権の騙しの手口を暴くということ意識してリーフレットを作ってもらいたい。

大山団員（城北）

憲法9条のマスキングテープを作った。300円で販売している。

船尾団員（城北）

山添団員のSNS活動にも注目してもらいたい。

平松団員（城北）

東京支部のホームページをどのように活用するかは議論したい。

滝沢団員（東京）

9月の沖縄の情報は発信してほしい。集会を検討してほしい。軍法会議について、軍人の情状弁護は、どんな軍功をあげたか。労働法制・貧困対策 10月12日に院内集会を日弁連でも企画している。東京支部から日弁連の労働・貧困にも人材を出してほしい。

本田団員（東京）

9月8日の総がかり主催の中野ゼロホールで開催するイベントに参加してほしい。

山田団員（渋谷共同）

自衛隊員が戦争に巻き込まれる危険と、国内が危険に巻き込まれる危険の議論については、攻撃されたら怖いという議論が出发点になるべきではないか。北朝鮮・テロの怖さが一般に浸透しているイメージがある。

事務所ニュースと一緒に署名を入れたところ、戦争法よりも多く反響があった。ブログをどうやるかについては、他事務所を参考にしたい。

大江さん（武蔵野法律事務所・事務局）

三鷹駅前宣伝活動を4回やった。武蔵野市・三鷹市の議員に要請運動を行った。

山崎さん（日本国民救援会）

昨年の最重要課題である共謀罪についての取り組みは昨年 12 月 7 日、佐藤誠一副会長による講演がスタート。全国に運動が広がった。東京では、45 支部中 36 支部が宣伝活動を行った。110 か所以上 3000 人が参加した。全国の 1 割強の活動を東京で行った。

特に東京はテロ対策というキーワードのだましを崩した。

弁護士による支援は非常に心強かった。共謀罪廃止の取り組みについて、9 月 23 日、加藤団員と大垣事件の弁護人が講演を行う。

金井団員（東京）

憲法改正は、戦後レジームからの脱却の総決算として出てきたはず。

9 条の問題だけではなく、労働、教育の問題も憲法改正で議論すべき。

靖国神社に賊軍をまつろうという動きがある。

宮崎さんの本、靖国神社は天皇のために死んだ人物をまつる場所であるという露骨な本
憲法改正はいろいろな分野から語るべきである。

★沖縄新基地建設をめぐる取り組みについて

船尾団員（城北）

東京支部として、沖縄県が国を被告として辺野古新基地建設反対について、普天間飛行場代替施設建設事業にかかる岩礁破碎等行為の差し止め請求訴訟を指示する支部長声明を出す。訴訟や運動を鼓舞するため。訴えの提起等について知事読み上げ文がある。

今回問題となっているのは、漁業権の設定されている漁場内で、知事の許可を受けることなく岩礁破碎等行為を行うことは禁止されているが、沖縄防衛局が県の行政指導に応じずに建設事業に着手しているという点。漁業権が放棄されているから許可がいらぬというのが沖縄防衛局の言い分。無許可の行為を放置できないため、訴えを提起することとした。

東京支部は県民の民意に連帯してたたかう所存。

川口団員（東京）

9 月 16～18 日にかけて沖縄を訪問し現地調査を行う。

団東京支部の活動として調査を行うので、しっかり報告したい。

辻田団員（北千住）

安保違憲訴訟について。東京では、証拠調べは来年予定。裁判所が誰を採用するかはわからないが、尋問予定者は決まっている。全国で 23 の訴訟が 20 の地裁で提訴されている。直近では沖縄でも提訴された。

一昨日、辺野古ゲート前で抗議していた男女がひき逃げされる事故が起こっている。目撃者の話によると、意図的に突っ込んだのではないかという見方もある。沖縄調査に参加するので、しっかり現地の様子を見てきたい。

青龍団員（東京）

高江への警視庁機動隊の派遣差し止めの住民訴訟について。昨年 12 月に提訴。今年の 11 月まで期日が入っており、原告の意見陳述を毎期日 2 人行っている。傍聴席も埋まっており、運動としては盛り上がっている。裁判長から東京都に対して、警察内の権限についての求釈明がなされている。沖縄の実態を東京で明らかにする機会であるから、頑張りたい。

★教育問題に関する取り組みについて

仲里団員（東京東部）

3つの問題について問題意識を共有して取り組みを進めたい。

一つは、家庭教育支援法案の問題。資料6頁以降に問題点を指摘してある。教育再生実行会議の第10次提言では、家庭教育について言及されており、国が考える家庭教育を押し付ける姿勢から家庭教育支援法案の成立が強く意識されている。通常国会では法案は提出されなかったが、家庭教育支援法の早期成立を求める請願が多数出されており、秋の臨時国会での法案提出が非常に危惧される。問題の重要性を踏まえ、団本部では家庭教育支援法の学習会を行った。

2つ目は、道徳の教科化の問題。この問題に関連して教科書採択について、教科書展示会への参加や教育委員会への傍聴を呼びかけている。学習指導要領で、国を愛する心をもつことが定められており、問題のある学習指導要領に基づいて教科書がつくられていることから、どの教科書も問題がある。具体的な教科書の記述をみると、教育出版の2年生の教科書には「大切な国旗と国歌」という話がある。日の丸君が代を押し付ける内容。教育出版の5年生の教科書には国や郷土を愛するという見出しで、下町ボブスレーの話。話とは全く関係ない安倍首相の写真が掲載されている。政治利用。光村の5年生の教科書では遊園地でのショーで子どもを肩車して見学することが権利であるとして誤った取り上げ方をし、あたかも権利主張がわがままをいうことであると思ひこませる内容。団本部では展示会での調査を踏まえ、教科書の問題について意見書を出している。

3つ目は、教育勅語の問題。道徳が教科化されたタイミングで教育勅語を肯定しようとする動きに警戒が必要。教育勅語を容認する内容の閣議決定がなされている。教育勅語は侵略戦争の精神的支柱の役割を果たしたものであるから、支部では要請書を作成し、支部長声明を発表して文科省、内閣府に執行した。衆議院・参議院でそれぞれ排除決議、失効確認決議がだされており、また、決議の趣旨説明の際には徳目を部分的に評価することも明確に否定されていた。特に衆議院では、日本国憲法の理念の実現のために教育勅語を徹底的に排除したことが示されており、非常に重要な議論。資料を配布しているのでご確認を。

大久保団員（城北）

家庭教育支援法って何という学習会をするにあたって、久保木団員（城北）と一緒に戦時家庭教育指導要項の超訳を作った。今出されている家庭教育支援法が戦時家庭教育指導要項と類似しているという問題点を明らかにするため。超訳はぜひ活用してほしい。

そもそも、なぜ、家庭教育支援法を通そうとしているのか。2006年に教育基本法が改正されたが、文科省の家庭教育支援のやり方では改正法の実現されないため、家庭教育にも踏み込んできた。要綱については総動員体制確保のための「錬成」という言葉がキーワード。

家庭教育支援法案は、2016年に未定稿が出たが、一部削除されている。戦時要項の家族がお隣さんと協力しようという項は現在の支援法と家族を社会の基礎的な集団と位置付ける点で類似している。

戦時の要項は、母親を教育してくださいと言及している。母親は子どもが大事だから戦争に送り出したくないと考えるのが当然、その母親を教育して、戦争に協力させる。現在の支援法においても同様である。

家庭教育支援法案の問題点を指摘するにあたっては、教科教育と養育を分けるという考え方が重要とも考えられる。二宮教授は教科教育と養育を分けるべきであると指摘。養育については子

育てを指し、自己肯定感を高めることが大事である。分けられないままに支援という言葉が先行してもいけない。また、家庭教育支援条例が地方公共団体において先行して作られている。

久保木団員（城北）

超訳は、裏付けをもって作ってきた。若者にも伝わりやすいように文章構成にも工夫した。

萩尾団員（渋谷共同）

家庭教育支援法は、当初の問題があった点が削除されているため批判がしにくい。地方公共団体でも家庭教育支援に関する条例が制定されているという状況は危惧しなければならない。

国旗・国歌について、ソ連ではスターリンを称える国歌にしようという動きもあった。どこの国でも、国旗・国歌が無条件に称えられているわけではない。称えられるような国旗・国歌を目指すべき。

道徳の教科書については、下町ボブスレーの話について。肉離れしてまでやるというのがいいのか。事務所でも都教組世田谷支部と懇談して、部活の問題が取り上げられた。権利と義務の考え方について。他人の権利を尊重するという観点で権利を考えなければならない。設例が不適切ではないか。

佐藤団員（東京南部）

大田区での取り組みについて。前回、歴史教科書では育鵬社の教科書が通ってしまった。今年は道徳の教科書については変な教科書を通さないという意識を持って地域で頑張っている。実際に授業をどうなるかということ、考えて実践してみた。売れない手品師というテーマ。場面ごとに問題提起をしていくと、その場面において問題解決するためにどうすればいいかというアイデアが出てくる。アイデアを出させるのが本来の教育の在り方ではないか。東京書籍がいいという意見が多かった。みんなでいい教科書を選んでいこうという観点での運動が活発になっている。委員会における意見としても、具体的な記述内容に即した議論がなされていた。傍聴席に向けた説明もあった。今回の道徳の教科書の採択にあたっての継続的な動きになっていると思う。

川口団員（東京）

教科書・新宿ネットでの活動について。新宿内の教科書採択の流れとしては、各校が教科書をランク付けして、学校報告を作成する。区から委託された教員等による調査委員会が設置され、調査委員会におけるランク付けして、調査委員会報告を作成する。これが審議委員会に報告され、審議委員会の答申を作る。3つの報告、答申を受けて、教育委員会が各教科書の採択を行う。現場の声が反映されやすい仕組みのようである。

6月12日、教科書検定意見を検討して、新宿区の指導課長に対する申し入れ・面談を行った。申し入れにおいては、各教科書の問題や道徳の教科化自体の問題を指摘した。

教科書展示会の期間が短く、開催場所も少ないなど閲覧の機会が全く保障されていないため、この点も申し入れにおいて指摘した。指導課長は現場の状況を把握しておらず、あまり話がかみ合わなかった。教育委員会の傍聴に行った人から話を聞いた。新宿区の取り組みはまだ人が少ないので、大田区の活動を参考にしたい。

大久保団員（城北）

練馬と板橋と豊島の展示会に行った。豊島区の展示会入口に展示会参加目的を書く欄があって、他の参加者も道徳の教科書を見ていた。関心が高そうだった。

久保木団員（城北）

板橋の展示会に行った。道徳を学校で教えることに反対、教科化に反対、変な教科書を使うこと

に反対という3つのステージがある。多くの人は最初のステージで反対だと思う。教科化により現場も教え方に工夫ができなくなってしまう。

歴史教科書について、山川の日本史の教科書は安倍政権を礼さんする表現が多い。教科書について修正意見が出されているのは南京大虐殺、尖閣、慰安婦の問題がほとんど。

弓仲団員（たんぽぽ）

教育基本法が安倍第一次内閣で改悪された結果が表れている。

森友の初期報道で幼稚園児が教育勅語を暗唱している姿もグロテスクな印象が強かった。

小部団員（東京）

家庭教育支援法の推進勢力はどんな団体か？支援団体は？戦争を目指す国づくりの一環であるということ指摘するために推進者の名前を言及すべきだと考えている。

仲里団員（東部）

親学推進議員連盟が2012年に立ち上げられている。会長は安倍首相。

長尾団員（三多摩）

武蔵村山市の道徳教科者は教育出版が採択されてしまった。支部ニュース9月号にも教育委員会での議論状況が掲載される。

どこの教育委員会でも川口団員が指摘する仕組みに基づいて、教科書の採択が行われていると思われる。持田という教育委員が問題。当初は他の教科書を推薦する委員もいたが、持田が教育委員会を仕切って、強引に全員一致で採択させた。

弓中団員（たんぽぽ）

道徳について、教育出版以外の教科書は問題ないのか。

仲里団員（東京東部）

他の教科書も愛国心の押し付け等問題のある学習指導要領に基づいているため、内容はひどいという印象。

佐藤団員（東京南部）

資料44～45ページに6・10教育のつどい in 大田の区民意見のコメントがあり、教科書に関する具体的な意見が掲載されているから、参照されたい。

西原団員（弁護士法人響）

道徳を教育することによる弊害があると懸念している。

大久保団員（城北）

東京書籍の「これって権利、これって義務」という項目について。「権利って大事だよ。でも義務とセットになっているんだよね。」と“こころん”が誘導している。誤導がひどい。

権利と義務については、我々法律家はその在り方をリードしなければならない。

道徳は、他の教科とは違い、教科教育になじむものではない。

★都政関係に関する取り組みの報告

船尾団員（城北）

都議選、二議席躍進。国選選挙のかわりに審判を下す選挙になった。小池の本性、関東大震災の際の慰霊文を出さないという発表をした。1番は、税金の使い方の問題。大きく2つ。

① 晴海オリンピックパラリンピック選手村の敷地譲渡問題。9割減額しているとんでもない事案。大手リベロッパーをいかに儲けさせるかという。

私と大住さんが請求人になった住民監査請求をしている。それとは別に、都民連を中心に 8 月 17 日住民訴訟が提訴されている。

- ② 東京支部で、道路の問題にも取り組んでいる。1946（昭和 21）年戦災復興院が都市計画決定をし、1966（昭和 41）年に都市計画変更決定をした。2004（平成 16）年に、特定整備路線不燃化特区として、道路の両脇に高い建物をたてて燃えないようにする建前のもとに再開発。一気に事業認可が進み、お金を使っている。内実は、大手デベロッパーをいかに儲けさせるか、その流れで出てきた計画と考えている。

都内各地で提訴されており、現在、道路問題連絡会を結成し、弁護士も連絡会を結成。

中川団員（東京）

決議に要点がまとめられている。東京都の監査の HP を見てもらえると詳しく書いてある。

東京都がもっている更地を売る際、直接売買すると規制がかかる。本来はしっかりした議論が必要になってくる。安く売るために、都市再開発法による脱法で売買をしたのが本質。

譲渡契約と書いてある。売買契約と書いてない。抜け道的に、譲渡代金はあとで協議するとされており、おかしい。それも批判している。ブログ、Facebook 等ネットによる発信の重要性が指摘されたが、大手デベロッパーの 11 社を挙げて公表した。



大山団員（城北）

道路開発の問題で、城北の若手メンバーが全員関わっている。板橋区の大山ハッピーロードは、商店街 50 選にも選ばれる利便性の高いところ。そこの真ん中を分断するように、道路が作られる。1946 年につくられたおおもの計画を今更持ち出している。オリンピックに向けてお金を使えるという背景がある。当初住民も、高齢化や不景気の問題もあり、高値で補償金がもらえるなら、移転先が確保されるなら、という雰囲気もあったが、補償金もわずか、移転先も大手が入っていて追いやられることが明らかになり、訴訟に対する支援が広がっている。ひとつ着目しているのが、東武東上線というのがあって、踏切が、1 時間当たり 51 分遮断されている（開かずの踏切）。そこを解消しないまま道路をつくるため、渋滞が生じるのは分かり切っている。そこをとらえたとしても、問題。政治決着含め、取り組んでいきたい。

久保木団員（城北）

86 号線、赤羽の駅西口。そこから道路をとおす。道路は、お寺、公園、池をとおす計画。住民の想いとしては公園をつぶされるというところで結束。崖などもあり技術的にも難しいのではと考えている。1946（昭和 21）年の計画に基づいて再開発。50 人原告が集まるまでできませんと言っていたが、突如として 50 枚の申込みが集まった。審査請求をしていた人たちがいたので、みなさん申込みをされた。11 月頭に訴訟提起、提訴行動を考えている。

船尾団員（城北）

道路訴訟の特徴。共通の部分として、そもそも都市計画決定がなかったのではという手続き問題。内閣総理大臣の認可がない、主務大臣が決定していないのでは。当初の図面もないため、そもそも決定がないのでは。という問題がある。

もうひとつ、地域の特性に沿った主張をする必要。大山ハッピーロード商店街の分断、まちづくりに適さない。86号線は、もともと旧日本軍の基地だった。化学物質があるのではという状況から土を入れ替え、今はかわせみがくるようなきれいなところ。地域の思い入れも強い。できる限り地域の特性・想いをリンクさせて運動を広げるのが課題。興味のある方は、ぜひ一緒に。

長尾団員（三多摩）

特定整備路線の問題は、大昔の計画が突如として動き出すもので、これから、各地で反対運動も出てくるだろう。立川も運動体ができたと聞いている。現に訴訟やっているところ含め、共通の闘い方含め意見交換をしていけるとよい。今後各訴訟の交流会も具体化していきたい。

団支部では、ウエイトを占める問題として横田基地の問題もある。現在担当次長がいないため、横田の大きな取り組みはできていないが、10月7日、一日がかりで大きな集会があり、11月頃、多摩川の川べりで、何千人規模の集会も行っているので支部としても呼びかけをしていきたい。オスプレイ配備延期になった。中止、そして基地撤去をもとめ運動をつづけていきたい。関連で、10月11日に新横田基地騒音訴訟の判決が予定されており、事件の注目もしていきたい。

萩尾団員（渋谷共同）

市政。武蔵野市市長選挙。10月10日。都議選で敗れた松下玲子氏が民進党を離党して完全無所属として、革新市政を承継するために立候補する。都議選では都民Fにやぶれたが、オール与党の支持（革新市政なので）で、今後の野党共闘の行方にもかかわる問題として注目を。

山添団員（山添拓）

東京の大規模再開発事業は国家戦略特区を用いた手法で行われている。32の特区で再開発が進められている。今後、東京駅の八重洲側、品川新駅あたり。既に港、六本木では実施済み。単に容積率の緩和ではない。国家戦略特区は3段階。①何の規制を緩和するか、②どこでやらせるか、③国家戦略協議会でこの地域でどのようにやるか。を決める。協議会の中にゼネコンが入り、決めたもので進めていく。区の都市審議会にはかけるが、協議会で決めたから区では、やるかやらないかだけを決める。ほとんどやる方向。大企業がもうかる仕組みを上からトップダウンで定める。八重洲では運動が起きている。そういう動きがあちこち起っているので情報共有が必要。

船尾団員（城北）

「東京圏」世界で一番ビジネスしやすい環境の整備をするための国際的ビジネス拠点を形成することを目的として国家戦略特区が利用されている。小池都知事は、特区制度を徹底して活用するつもり。安倍首相と一体となって推進している。特区の現状は、本来の趣旨とはかけ離れている。女性の活躍推進として都市公園に保育園設置など。規制緩和の一環であるが、弊害について審議されていない。

★労働問題に関する取り組みの報告

大久保団員（旬報）

情勢について、今年の秋の臨時国会で労基法改悪が予定されている。厚労大臣はインタビューで2つの法案が出されると混乱するので1つの法案にすべきだと言っているが、残業代ゼロ法案を時間外労働上限規制とセットにして、通そうとする意図がみえる。政府は同一労働同一賃金法案も一括審議にすることを意図しているとの話もある。

残業代ゼロ法案は、高度プロフェッショナル制度と裁量労働制の拡大を含むもの。いずれも長時間労働を助長する法案であり、導入を許すべきでない。損保ジャパンに関する記事、裁量労働

制に関する誤った運用がされていた例。これはほんの一例に過ぎない。裁量労働制が拡大されれば、このような誤った運用はますます増えるおそれがある。労働運動と市民運動が協働して、法案を阻止する必要がある。

青龍団員（東京）

昨年の総会で、団本部の労働問題に関して女性の参加者が少ないとの指摘があったので、最近参加するようにしており、勉強会にも携わった。

安倍政権は、働き方改革という響きのよいフレーズを使っているが、法案の問題性を指摘していくことが重要である。

同一労働同一賃金も名前はよいが、実際の内容は全く同一賃金になるものではない。不合理な差別は許されないが、ガイドラインには不合理とは言えないという事例が多く例示されている。本部では声明を出す方向で準備している。また、動画を作成して拡散することも検討している。

辻田団員（北千住）

菊池団員を中心に、働き方改革や残業代ゼロ法案を批判するラップ・音楽を製作中。ネットの活用に関して、1ユーザーとして見ていると、例えば選挙直前に候補者が発信しても広まらない、その前から準備して広めておく必要があると思う。おもしろいことを言い続けるのは難しい面もあるが。

残業代ゼロ法案を成果型賃金制度というマスメディアがあるなど、誤った情報が広まりやすい。根拠をあげて批判しようとする時間がかかってしまう。フェイスブックなどは、会社自体がデマニュースを取り締まっている。ネット環境を提供している会社への働きかけも必要になってくるのではないかと。

萩尾団員（渋谷共同）

働き方改革について、残業代ゼロ法案と時間外労働上限規制、法案を通すための取引の側面があるかもしれないが、そもそも彼らの頭の中がそうなっているのではないかと。働き方改革全体をみると、成果型賃金へ移行することを狙っているようにみえる。成果で働くことは、成果が出ない場合に賃金を払わないといったところに行き着く可能性がある。

大久保団員（旬報）

今後の政府の方針について、厚労省に設置された働き方の未来2035という懇談会が、2016年8月にまとめた労働政策に関する報告書が存在する。同報告書においては、技術革新によって働き方の「自律化」「多様化」「流動化」が進むとして、「すべての働くという活動も、相手方と契約を結ぶ以上は、民法が基礎となる」などとして、個人と会社という関係ではなく、プロジェクト単位で働く形態も想定されている。労働法制が、労使の力関係の構造的格差を前提に自由契約の民法原理を修正している考え方の根幹を否定し、労働法制の骨抜きを目論むような主張が展開されている。技術革新によって、働くにあたっての時間的・場所的制約がなくなろうとも、労働者と企業の力関係の構造的格差がなくなることはありえないが、政府の想定する労働政策は、多くの労働者を無視しているように思う。

平松団員（城北）

働き方改革というと、働く人にメリットがあるように聞こえるが、実際には働かせ方改革、働き方改悪だと思うが、どうだろうか。

小部団員（東京）

現在、正規になれるのは3分の1、残りの3分の2は非正規か、働けない状況。1つの会社で

正規の割合は3～4割程度ではないか。自治体も同じような状況。必要なくなったら首を切れるようにすることが横行している。

労働者の権利を守るためにどのように対抗していくか、対案を出していくことが重要であると思う。

青龍団員（東京）

労働時間について、野党案が出されているので、それを通すような運動を進めることも重要ではないか。弁護士会の両性の平等委員会から、都議会に対して、時間外規制等に関する働きかけを検討している。公契約条例制定を求める運動も重要になってくるのではないか。

山添団員（山添拓）

労働時間の規制に関して、野党共闘で法案を提出したが、委員会に付託されておらず審議の対象とされていない状況。市民の大きな声が重要になる。

公契約条例について、東京都にレクチャーしたことがあったが、当時は制定予定がないとのことだった。公契約法を制定する運動も重要だと考えている。

中川団員（東京）

個別事件に関して、有期から無期への転換を進めることも重要。労働組合などと協働することが重要であることを指摘しておきたい。

★討論のまとめと今後の行動提起（長尾幹事長）

青井先生の講演は良かったと思う。先生の思いがひしひしと伝わってきた。それを受け止めて、運動に邁進していこうという決意をあらたにできたのではないか。ここからが出発点、安部改憲を許したら、行政の1組織だった自衛隊が訳の分からないものになり、軍法会議など際限なく進められてしまう。1年～1年半の短期決戦になるが、全身全霊をかけて阻止する決意を固められたと思う。どうやって闘っていくか、まだ議論しなければならないことがあるが、自衛隊がないと不安だという議論にどう向き合うか、軍事では対抗できない、平和・非軍事を正面に掲げて訴えていくことが必要ではないか。現在の情勢をみれば、軍事で対抗することは非現実的、外交で努力して引く必要がある、国民も分かってきているのではないか。その方法として、ブログ、ネットの活用が重要であるが、団支部としては遅れている側面を否めない。具体的にどうしていくか真剣に考える必要があると思う、支部としてどう取りくむか検討したい。

当面の取組みについて、9月8日に中野ゼロホールで、総がかりをこえる総がかりのキックオフ集会、9月15日に日比谷野音での集会、9月6日に共謀罪各地区弁護団結成シンポなどが予定されているので結集しよう。改憲阻止の運動と関連して、教育の問題、教育の道德化問題など、その本質を訴えていくことも課題である。労働問題についても、取り組みを強めていきましょう。

サマーセミナーは大勢の参加をえて大成功に終わった。明日からまた日々取り組んでいこう。



高江機動隊派遣住民訴訟

～裁判官に絵葉書を送る取り組みにご協力を～

城北法律事務所 船尾 遼

安倍政権は、昨年沖縄高江でヘリパッド建設を強行しました。非暴力による座り込みをする住民に対して、全国から派遣された機動隊が、何ら法的根拠なく暴力でこれを排除し、工事を完成させたことは記憶に新しいと思います。

私たちは、徹底的な対米従属を推し進め、新基地建設ありきという姿勢により、沖縄の民意を切り捨てる安倍政権とたたかう沖縄県民に連帯し、東京で運動をおこすために昨年未住民訴訟を提起しました。その内容は、警視庁の機動隊派遣について、派遣した警視庁の機動隊に支払った給与について、その支給が財務会計上違法なものであり返還すべきだということです。

現在は、財務会計行為の違法性についての主張とともに、機動隊が行った違法行為の立証の準備をしています。

このような訴訟にあたり、原告団が、公正な審理を行うよう、裁判長に絵葉書を送る運動をしています。署名と違い集約ができない点が悩ましいですが、裁判長に対して与える影響は署名よりも生々しい声を届けられる面白い取り組みです。

支部ニュースにはがきを折り込みましたので、各事務所員、ご家族、知人に是非広めていただけますようお願い申し上げます。

武蔵村山市での教育出版社道德教科書採択

三多摩法律事務所 植木 則和

1 武蔵村山市のこれまでの教科書採択

2000年に発生したいわゆる国立二小事件の際に、国立市の学校指導課長の立場にあった持田浩志氏が武蔵村山市の教育委員長に就任した後、2011年、2015年に行われた中学校教科書採択において、歴史・公民のいずれも育鵬社の教科書が採択されました。

2011年の採択時には、実質的な議論がなされないまま休憩中に採択する教科書の一覧表が用意され、これに従って一括で採択するという暴挙がなされました。これを踏まえて、「武蔵村山子どもの教育と文化を育てる会」（以下「育てる会」）が中心となり、具体的な手続きを定めた採択要項の策定や、各教育委員への申し入れを行いました。その結果、2015年の採択時には各教育委員が意見を述べた後に採決が行われ、手続き面での改善はありましたが、残念ながら5人中3人の多数決で育鵬社教科書が採択されました。

このような経緯のなかで、8月18日の教育委員会において、来年度から用いられる小学校道德教科書採択手続きが行われました。今回の小学校道德教科書には育鵬社は参入しておらず、代わりに日本教育再生機構の道德教育の中心メンバーが監修・編集執筆者に名を連ねている教育出版の教科

書が採択されることが懸念されていました。

2 採択当日の状況

当日は、48席の傍聴席に対して79名の傍聴希望があり、定員を超えた方々は別室にて音声のみの傍聴となりました。採択手続きの経過は以下のとおりです。

(1) 教科書展示会、アンケート結果、事前に寄せられた要望・意見の報告

冒頭で、教科書展示会への来場者数やアンケート回答者の総数、そのうち市内在住者の人数等の客観的な数字のみの報告がありました。ちなみに、武蔵村山市では2週間の法定展示に加えて3日間の特別展示を実施しました。

事前に、育てる会、新婦人武蔵村山支部、都教組北多摩西支部等の4団体1個人から、「現場の教職員の意見を尊重してほしい」「採択要項に基づいて適正な手続きで行って欲しい」等の意見・要望が寄せられた旨の紹介がありました。

その後、この時点での質疑応答がなされたのですが、その中である教育委員から、「採択にあたっては、道徳が教科になった理由、これまでと何が違うのかを共通認識にするべきである」との意見が出されました。これに対して教育指導課長が、学習指導要領の記載内容を説明したうえで、都教委が作成した調査研究資料において主たる評価項目として挙げられている8つに加え、『その他』として国旗・国歌について取り上げている記述を調査するという項目もあります」と説明しました。

(2) 資料作成委員会からの報告、質疑・応答

その後、資料作成委員から、採択資料に基づき、各教科書の特長等が説明されました。

説明に続いて教育委員からの質疑では、いじめ問題の取り扱いや別冊教材の評価などに関する質問もありましたが、「国旗・国家の取り扱いについてどのような意見がでたか」「先人から学ぶという視点に関する取り扱い方はどうか」といった、教育出版の特長を引き出すことを意図したような質問も含まれていました。

(3) 「協議」(各教育委員の意見)

資料に関する質疑・応答を踏まえて、「協議」と称して各教育委員が自身の意見を述べる機会が設けられました。各教育委員の発言の概要は以下のとおりです。

① A委員

最低限のルールやマナーを身につけることに加え、「伝統と文化の尊重」や「国や郷土に対する想い」も重要である。→教育出版

② B委員

それぞれ特長があるが、道徳教育においては、保護者の利用を意識して家庭との連携を図れる教材という観点を最も重視すべき。→学校図書

③ C委員

各社それぞれ工夫がある。家族も含めて話せるという意味では学校図書が優れているが、子どもたちに多面的な考え方を身につけさせるという点を最も重視すべき。→東京書籍

④ D委員

国旗国歌の取扱いは教育出版がよい。子どもが自分のこととして捉えるために身近なものを教材に選び、読み物として優れているかどうかを最も重視すべき。→東京書籍

⑤ 持田教育長

道徳教科化の経緯を考えて、これまでと同じではなくどう異なるかが大事。問題意識の導入が丁寧、先人から学ぶ教材が多い、国旗・国歌をしっかりと取り扱っているという観点を重視すべき。→教育出版

このように、各教育委員の意見が出揃った時点では、教育出版2名、東京書籍2名、学校図書1名でした。しかし、全く意見交換をすることなく、持田教育長が突然「総合的に判断して、教育出版でよろしいでしょうか」と発言しました。傍聴席からは「きちんと議論しろ」「明らかに同数じゃないか」等の声が上がりましたが、全く意に介さず、そのまま10分間の休憩に入りました。

(4) 採決

休憩中に、教育出版社の道徳教科書が記載された「別紙」が準備され、休憩後に持田教育長から「別紙のとおり提案します」と説明がありました。続いて提案に対して質疑応答と討論の時間が設けられましたが、いずれにおいても教育委員から発言は全くありませんでした。その後、持田教育長が採決手続きに入ると、「これで本当にいいのか」「何も議論していないじゃないか」といった声が傍聴席から上がるなか、全ての教育委員が挙手し、教育出版が採択されました。

3 採択手続きの問題点

今回の採択では、各教育委員が自身の意見を表明し、形式的には採決が行われ、要項に沿った手続きで進みました。もっとも、上記のとおり、教育委員の意見は教育出版と東京書籍がそれぞれ2名で同数であったにも関わらず、何ら議論のないまま、持田教育長の「総合的に判断して」の一言で、実質的に教育出版に決定したといえます。また、教育出版の特長をあえて引き出すような質問が複数準備されていたようにも見受けられ、教育委員会での適切な議論によって導かれた結論とは到底いえません。

4 今後の対策

今回の採択を傍聴して痛感したのは、各教育委員が率直に意見交換できる雰囲気が必要であるということです。教育長である持田氏の意向を酌んで、議論の場で発言を躊躇したり、採決の場面でもしばらく時間をおいてから渋々挙手した教育委員もいました。来年予定されている中学校道徳教科書採択に向けて、今後は各教育委員が自信を持って自らの意見を表明できるような働きかけを重点的に行っていく予定です。

引き続き、みなさんのご支援をよろしくお願いいたします。

「歴史の教訓を語るつどい」について

台東協同法律事務所 齊藤 彰

1 「歴史の教訓を語るつどい」の概要

今年の終戦記念日（8月15日）、台東区の上野区民館において、第33回となる「歴史の教訓を語るつどい」（上野の森に『広島・長崎の火』を永遠に灯す会）が開催されました。

同つどいでは、トランペット演奏やストリートダンス等の企画、戦争被害を伝える詩の朗読や歌の群読、白神優理子団員の特別講演、及び黒岩哲彦団員の特別発言がありました。

白神団員の特別公演では、「日本国憲法こそ私たちの希望」という題名の下、憲法9条改正による影響、イラク戦争等の悲惨さ、憲法の存在意義、及び御自身と憲法との出会い等について、一般の参加者にも分かりやすく報告して頂きました。

黒岩団員の特別発言では、空襲被害者救済立法に向けた運動のこれまでの経緯、及び現在の到達点について報告して頂きました。戦後、14回にもわたり、野党から救済法案が提出されたが、全て廃案になっていたこと、2015年に空爆被害者等の補償の立法的解決に向けた超党派議員連盟(空襲議員連盟)が発足したこと、2017年には同連盟の総会で空襲被害者等に対する特別給付金に関する法律の骨子案が示されたこと等について、ご報告されました。

2 「歴史の教訓を語るつどい」に参加した感想

まず、白神団員の講演の中で特に印象に残ったのは、ある大学生のスピーチでした。その内容は、今年の夏、これまで政治に無関心だった人々が、政治的活動に積極的になり始めたというものでした。この数カ月、共謀罪や憲法9条改正など、重要な政治的論点が活発に議論されており、国民の関心の高まりを示しているのだと思います。そのような時期だからこそ、憲法の意義や大切さを多くの国民に伝え、共謀罪や憲法9条改正についての国民的議論を深める必要があると実感しました。

次に、黒岩団員の特別発言を聞き、これまで停滞していた空襲被害者の救済につき、解決に向けて徐々に動き始めていることに嬉しさを感じました。一方、空襲被害者の高齢化が進んでおり、早期の立法的解決が望まれるところ、立法的解決までには多くの時間を要する状態です。早期の解決のためには、国民一人一人が空襲被害の問題に関心を寄せ、多くの国民が声を出すことが必要であると感じました。

最後に、詩人会議の有志による詩の朗読、新日本歌人協会の有志による歌の群読は、戦争や原爆投下時の悲惨な状況や心境を生々しく語っており、戦争や核兵器による被害を二度と繰り返してはいけないと痛感しました。現在、戦争や原爆の体験者の人数が減り、国民の大半は戦争を知らないのが実情です。体験者の方々は、当時の悲惨な状況を目の当たりにしていることから、戦争や核兵器の使用に反対する方が殆どであると思います。一方、戦争を知らない世代は、当時の悲惨な状況を知識として学んでいるだけであり、戦争や核兵器による被害を抽象的に捉えることしかできません。もっとも、戦争等を体験していなくても、体験者の方の話聞くことで、戦争や核兵器の悲惨さを具体的に知ることができます。しかしながら、体験者のお話を聞いたことのない人や、そもそも聞こうとしない人もおり、それが故に戦争や核兵器の使用に肯定的な人が相当数存在するのも事実です。今後は、限られた体験者の方々が戦争を知らない世代に対し、いかにして当時の体験を伝えていくかが、これまでと同様の課題となります。

第29回東京支部ソフトボール大会

10月13日(金)開催！ 参加チーム募集中!!

★日時：10月13日(金) 午前9時半～午後4時(予定)

★会場：大井ふ頭中央海浜公園スポーツの森野球場

なお、雨天中止の場合、順延日程はありません。

参加希望チームは、9月21日までに団事務局までご連絡ください。

参加申込はファックスをお願いします。FAX：03(5227)8255

事務所でのエントリーはもちろん、多くの団員弁護士・事務局員のご参加をお待ちしております。女性の参加も大歓迎です。

一人でも参加したい、人数が足りなくてチームエントリーがむずかしいというときは、事務局までご相談ください。混成チームでの参加も大歓迎です。

ソフトボールはやらないけれどという方も応援だけでもご参加ください。

また、今年も審判団を募集しています。審判での参加希望の方は団事務局までご連絡ください。円滑な運営のためにご協力をお願いします。

組み合わせ抽選は、9月26日(火)支部幹事会でおこないます。

例年同様、大会終了後は懇親会を開催します。

会場も、例年同様、大井埠頭中央海浜公園内クラブハウスのレストランです。



今後の主な活動の予定

【共謀罪に負けないぞ！ 9.6 共謀罪対策弁護団結成記念シンポジウム】

●日時：9月6日(水) 12:00～13:30

●場所：衆議院第二議員会館多目的会議室

●内容：白取祐司(神奈川大学教授) 共謀罪はなぜ廃止しなければならないか？
平岡秀夫(元法務大臣・弁護団共同代表) 共謀罪の成立に思うこと
小池振一郎(弁護士) 監視捜査の監督のための第三者機関設立のために
三澤麻衣子(弁護士) 共謀罪対策弁護団の活動計画

【憲法施行 70 年 安倍改憲 NO！学習講演会】

- 日時：9 月 7 日（木）18:30～20:30
- 場所：日本教育会館
- 講演：渡辺治一橋大学名誉教授
- 主催：戦争する国づくりストップ！憲法を守り・いかす共同センター

【総がかり行動出発集会 総がかり行動を超える新たな活動を作るスタート⇒（仮称）安倍改憲 NO！市民アクションへ】

- 日時：9 月 8 日（金）18:30～20:30
- 場所：中野ゼロホール
- 主催：安倍改憲 NO！市民アクション

【東京革新懇・地域・職場・団体学習交流会】

- 日時 9 月 30 日（土）10:00～16:30
- 場所 東京労働会館 7 階ラパスホール（豊島区南大塚 2-33-10）
- 講演 中野晃一上智大学教授「安倍改憲を許さない市民と野党の共闘」

【総がかり行動実行委員会主催憲法大集会】

- 日時：11 月 3 日（金・祝）
- 場所：未定
- 5 月 3 日の憲法集会を超える規模での開催の呼びかけ

【第 11 回働くものの権利討論集会】

- 日時 11 月 11 日（土）12 時 30 分～
- 場所 東京労働会館 7 階ラパスホール（豊島区南大塚 2-33-10）
- 記念講演 和田肇名古屋大学教授、黒田祥子早稲田大学教授

全国弁護士グループの先生と職員の皆様をお守りします！

全国弁護士グループ『弁護士休業サポートプラン』

団体所得補償保険 + 団体長期障害所得補償保険 (GLTD)

主な特徴 (2つの制度共通)

- 保険料は全国のスケールメリットを活かした**団体割引25%**
- ご加入手続きは簡単で、**医師の診査も不要** ※告知書の内容等によりご加入が制限される場合等があります。
- 国内外や業務中・外を問わずワイドに補償し、保険金請求も簡単**です！

長期療養に備えての補償の充実化をお勧めします！

【① 所得補償保険】

- 病気やケガによって就業不能となった場合、**月々の所得を1年間、または2年間補償**します。 ※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- ワイドプランでは、入院による就業不能時は、手厚く補償**します。
※D・E・F・R・S・T型の場合
- 所定の精神障害による就業不能も補償**します。

<保険料表>

スタンダードプラン、A型、支払対象外期間7日、団体割引25%、職種級別1級、保険期間1年、精神障害補償特約セット、保険料単位：円 (保険金額10万円あたり)

満年齢	対象期間	
	1年	2年
25歳～29歳	820	990
30歳～34歳	1,000	1,250
35歳～39歳	1,260	1,640
40歳～44歳	1,570	2,100
45歳～49歳	1,870	2,540
50歳～54歳	2,170	3,000
55歳～59歳	2,300	3,230
60歳～63歳	2,410	3,420

【② 団体長期障害所得補償保険 (GLTD)】

- 病気やケガによって就業障害となった場合、**最長70歳まで長期に補償**します。 ※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- 所定の精神障害による就業障害も補償**します。 ※最長2年間
- 長期間の補償となるため、インフレによる保険金受取金額の目減りがないよう物価指数の上昇に連動してインフレスライド**させてお支払いします。

<保険料表>

団体割引25%、保険期間1年、精神障害補償特約セット、保険料単位：円 (保険金額10万円あたり)

満年齢	支払対象外期間	対象期間: 70歳まで ※加入時65～69歳の方は一律3年			
		372日		737日	
		男性	女性	男性	女性
25歳～29歳		993	875	949	843
30歳～34歳		1,083	1,163	1,018	1,109
35歳～39歳		1,340	1,712	1,252	1,635
40歳～44歳		2,026	2,785	1,885	2,645
45歳～49歳		3,048	4,131	2,843	3,886
50歳～54歳		4,667	5,865	4,293	5,441
55歳～59歳		6,368	7,010	5,701	6,303
60歳～63歳		6,954	6,591	5,730	5,453

★本ご案内は概要のご説明資料です。詳細のお問い合わせ・資料のご請求は下記へお願いします。

<取扱代理店>

株式会社 宏栄

〒107-0062 東京都港区南青山1-10-3 橋本ビル3F

TEL: 03 (3405) 8661

<引受保険会社>

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

〒100-8965 東京都千代田区麹町3-7-3

TEL: 03 (3593) 5112

(SJ13-08976、平成25年11月11日)